

静岡県公安委員会規程第5号

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）に基づく遠隔操作型小型車（法第2条第1項第11号の5に規定する遠隔操作型小型車をいう。以下同じ。）の道路における遠隔操作（同項第11号に規定する遠隔操作をいう。以下同じ。）による通行の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出番号等の通知)

第2条 法第15条の3第3項の規定による通知は、届出番号等通知書（様式第1号）により行うものとする。

(立入検査の依頼)

第3条 静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第15条の5第1項の規定により遠隔操作型小型車の使用者の事務所（以下単に「事務所」という。）に立入検査を実施する場合において、当該事務所が管轄区域外に所在し、かつ、立入検査の実施が事務の実施に支障があるときは、当該事務所の住所地を管轄する他の都道府県公安委員会に対し、立入検査実施依頼書（様式第2号）により依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼に当たっては、当該使用者に係る遠隔操作型小型車使用届出書（規則別記様式第1の3の4）及び当該届出書に添付された規則第5条の4第3項各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）の写しを添付するものとする。

(報告等の求め及び立入検査の結果の通知)

第4条 公安委員会は、法第15条の5第1項の規定により使用者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を実施した場合（他の都道府県公安委員会から依頼を受けた場合を含む。）において、当該使用者が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内において遠隔操作型小型車を遠隔操作により道路において通行させていると認められるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、報告等の求め実施結果通知書（様式第3号）又は立入検査実施結果通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(指示)

第5条 法第15条の6の規定による指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（様式第5号）により行うものとする。

(指示後の通報)

第6条 公安委員会は、指示を実施した場合において、当該指示を受けた使用者が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内において遠隔操作型小型車を遠隔操作により道路において通行させていると認められるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、指示実施通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

2 前項の指示実施通知書には、当該使用者に係る遠隔操作型小型車使用届出書及び添付書類の写しを添付するものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

届 出 番 号 等 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所

氏名又は名称 殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付けで道路交通法第 15 条の 3 第 1 項前段の規定による届出があったため、同条第 3 項の規定により以下のとおり通知します。

なお、当該届出に係る遠隔操作型小型車を遠隔操作により道路において通行させる場合には、以下に記載する届出番号等を当該遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示してください。

届 出 番 号 等	
遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所	
遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先	
運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送方法	
備 考	

<p>立 入 検 査 実 施 依 頼 書</p> <p>公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">静岡県公安委員会</p> <p>当公安委員会の管轄区域内における遠隔操作型小型車の道路における遠隔操作による通行に関して必要があることから、道路交通法第15条の5第1項の規定に基づき、貴公安委員会の管轄区域内に所在する下記の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に対して、警察職員による立入検査を実施願いたい。</p>	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 事 務 所 の 所 在 地	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 理 由	
立 入 検 査 で 明 ら か に す べ き 事 項 等	
備 考	

（注）

- 1 遠隔操作型小型車使用届出書及び当該届出書に係る添付書類の写しを添付すること。
- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

報 告 等 の 求 め 実 施 結 果 通 知 書

公安委員会 殿

年 月 日

静岡県公安委員会

当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者に対して報告等の求めを実施した結果について、下記のとおり通知する。

使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
報 告 等 の 求 め を 実 施 し た 理 由	
報 告 等 の 求 め の 実 施 結 果	
備 考	

（注） 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第4号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

立 入 検 査 実 施 結 果 通 知 書

公安委員会 殿

年 月 日

静岡県公安委員会

当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立入検査を実施した結果について、下記のとおり通知する。

使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 し た 事 務 所 の 所 在 地	
立 入 検 査 を 実 施 し た 理 由	
立 入 検 査 の 実 施 結 果	
備 考	

（注） 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第5号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

<p>遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書</p> <p>殿</p> <p>年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。</p>	
住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

（注） 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>指 示 実 施 通 知 書</p> <p>公安委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会</p> <p>当公安委員会は、 年 月 日に遠隔操作型小型車の道路における遠隔操作による通行に関して使用者に対する指示を実施したことから、下記のとおり通知する。</p>	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
備 考	

（注）

- 1 遠隔操作型小型車使用届出書及び当該届出書に係る添付書類の写しを添付すること。
- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。